

令和元年6月市議会 総務委員会資料

第73号議案 長崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

	ページ
1 改正の概要	..... 1
2 新旧対照表	..... 2 ~ 6
(参考)	
○ 令和元年8月における組織の改正案	..... 7 ~ 8
○ 市長部局の局・部の数の推移	..... 9
○ 事務分掌条例に係る局・部等の変遷	..... 10

総 務 部  
令和元年6月



# 1 改正の概要

## (1) 組織改正の考え方

現下の行政課題や多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、効果的に業務を推進するための管理執行体制の構築を図る。

## (2) 主な改正内容

ア 業務の効率性及び戦略的な広報展開による情報発信機能の向上を図るため、秘書広報部を新設する。

イ 文化観光部の事務を見直し、市民生活に密接に関係する芸術文化に関する事務を市民生活部に移管する。

ウ 今後の大型事業及び住宅施策の重要性を勘案し、より専門的かつ迅速に対応できる組織体制とするため、建築部を新設する。

## (3) 施行日

令和元年8月1日

## 2 新旧対照表

現行	改正案
<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部、総合事務所、課及び室を設け、その分掌事務を定める。</p> <p><u>秘書課</u></p> <p><u>秘書に関すること。</u></p> <p><u>広報広聴課</u></p> <p><u>広報及び広聴に関すること。</u></p> <p>防災危機管理室</p> <p>防災及び危機管理に関すること。</p> <p>企画財政部</p> <p>(1) 総合計画に関すること。</p> <p>(2) 施策の総合的な企画、推進及び調整に関すること。</p> <p>(3) 予算その他財務に関すること。</p> <p>総務部</p> <p>(1) 議会に関すること。</p> <p>(2) 行政管理に関すること。</p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部、総合事務所及び室を設け、その分掌事務を定める。</p> <p>防災危機管理室</p> <p>防災及び危機管理に関すること。</p> <p><u>秘書広報部</u></p> <p>(1) <u>秘書に関すること。</u></p> <p>(2) <u>広報及び広聴に関すること。</u></p> <p>(3) <u>国際交流に関すること。</u></p> <p>企画財政部</p> <p>(1) 総合計画に関すること。</p> <p>(2) 施策の総合的な企画、推進及び調整に関すること。</p> <p>(3) 予算その他財務に関すること。</p> <p>総務部</p> <p>(1) 議会に関すること。</p> <p>(2) 行政管理に関すること。</p>

現行	改正案
<p>(3) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</p> <p>(4) 情報に関すること。</p> <p>(5) 統計に関すること。</p> <p>(6) 他の所管に属しない事項に関すること。</p>	<p>(3) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</p> <p>(4) 情報に関すること。</p> <p>(5) 統計に関すること。</p> <p>(6) 他の所管に属しない事項に関すること。</p>
理財部	理財部
<p>(1) 市有財産に関すること。</p> <p>(2) 税に関すること。</p> <p>(3) 契約及び工事等の検査に関すること。</p>	<p>(1) 市有財産に関すること。</p> <p>(2) 税に関すること。</p> <p>(3) 契約及び工事等の検査に関すること。</p>
市民生活部	市民生活部
<p>(1) 市民生活に関すること。</p> <p>(2) 市民相談に関すること。</p> <p>(3) 交通安全に関すること。</p> <p><u>(4)</u> スポーツに関すること。</p> <p><u>(5)</u> 男女共同参画の推進に関すること。</p> <p><u>(6)</u> 消費生活に関すること。</p>	<p>(1) 市民生活に関すること。</p> <p>(2) 市民相談に関すること。</p> <p>(3) 交通安全に関すること。</p> <p><u>(4)</u> 芸術文化に関すること。</p> <p><u>(5)</u> スポーツに関すること。</p> <p><u>(6)</u> 男女共同参画の推進に関すること。</p> <p><u>(7)</u> 消費生活に関すること。</p>
原爆被爆対策部	原爆被爆対策部
<p>(1) 原子爆弾被爆対策に関すること。</p> <p>(2) 平和推進に関すること。</p>	<p>(1) 原子爆弾被爆対策に関すること。</p> <p>(2) 平和推進に関すること。</p>
福祉部	福祉部
<p>(1) 社会福祉に関すること。</p> <p>(2) 介護保険に関すること。</p>	<p>(1) 社会福祉に関すること。</p> <p>(2) 介護保険に関すること。</p>
市民健康部	市民健康部

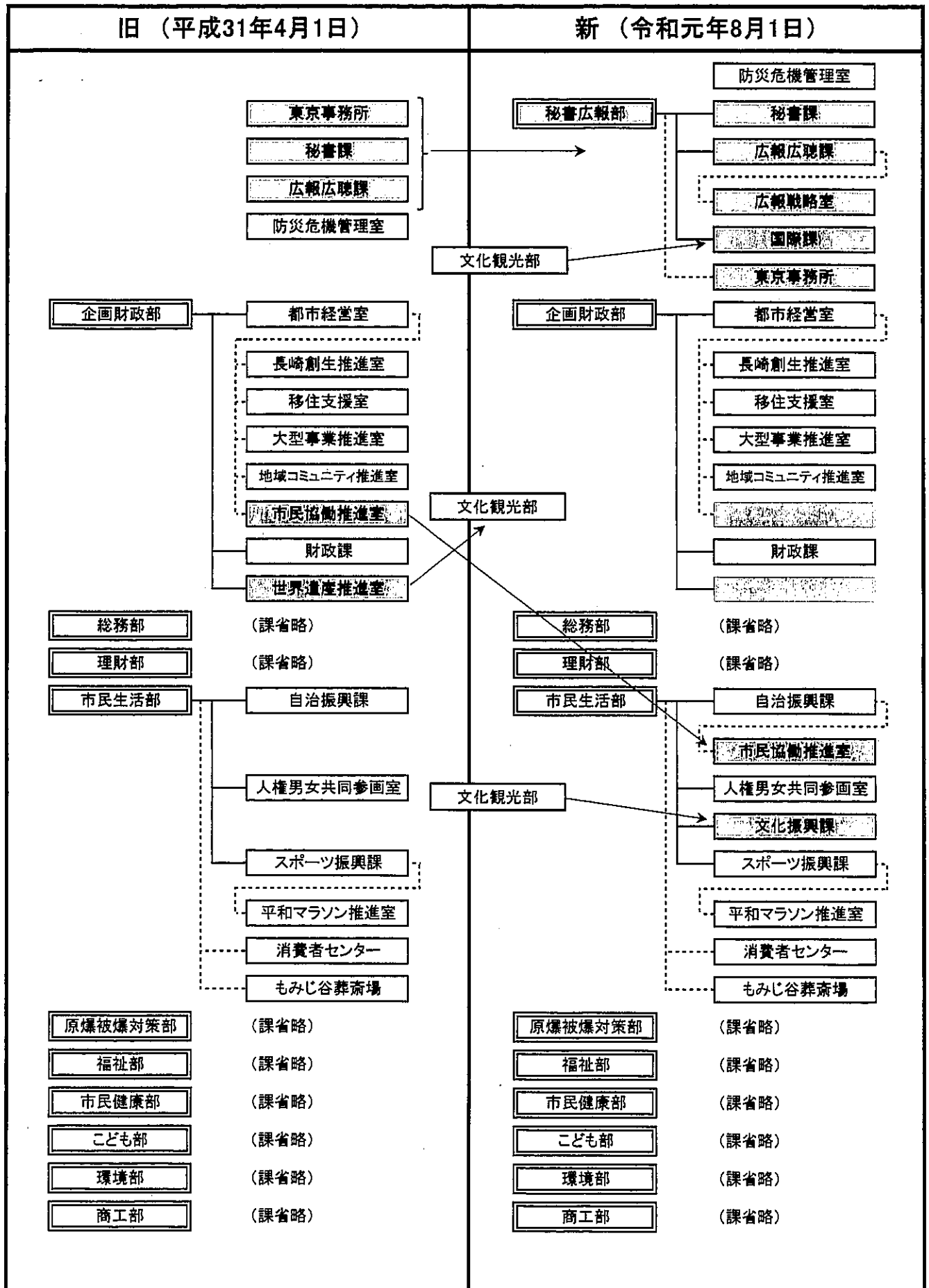
現行	改正案
<p>(1) 健康に関すること。</p> <p>(2) 保健衛生に関すること。</p> <p>(3) 環境衛生に関すること。</p> <p>(4) 保健所に関すること。</p> <p>(5) 医療に関すること。</p> <p>(6) 医療保険に関すること。</p> <p>(7) 診療所に関すること。</p>	<p>(1) 健康に関すること。</p> <p>(2) 保健衛生に関すること。</p> <p>(3) 環境衛生に関すること。</p> <p>(4) 保健所に関すること。</p> <p>(5) 医療に関すること。</p> <p>(6) 医療保険に関すること。</p> <p>(7) 診療所に関すること。</p>
<p>こども部</p> <p>子どもに関すること。</p>	<p>こども部</p> <p>子どもに関すること。</p>
<p>環境部</p> <p>(1) 環境保全に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。</p>	<p>環境部</p> <p>(1) 環境保全に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。</p>
<p>商工部</p> <p>(1) 商業及び工業に関すること。</p> <p>(2) 貿易に関すること。</p> <p>(3) 雇用に関すること。</p>	<p>商工部</p> <p>(1) 商業及び工業に関すること。</p> <p>(2) 貿易に関すること。</p> <p>(3) 雇用に関すること。</p>
<p>文化観光部</p> <p>(1) 観光に関すること。</p> <p>(2) <u>国際交流に関すること。</u></p> <p>(3) <u>文化に関すること。</u></p>	<p>文化観光部</p> <p>(1) 観光に関すること。</p> <p>(2) <u>歴史文化に関すること。</u></p>
<p>水産農林部</p> <p>(1) 水産業に関すること。</p> <p>(2) 農業及び畜産業に関すること。</p> <p>(3) 林業に関すること。</p>	<p>水産農林部</p> <p>(1) 水産業に関すること。</p> <p>(2) 農業及び畜産業に関すること。</p> <p>(3) 林業に関すること。</p>

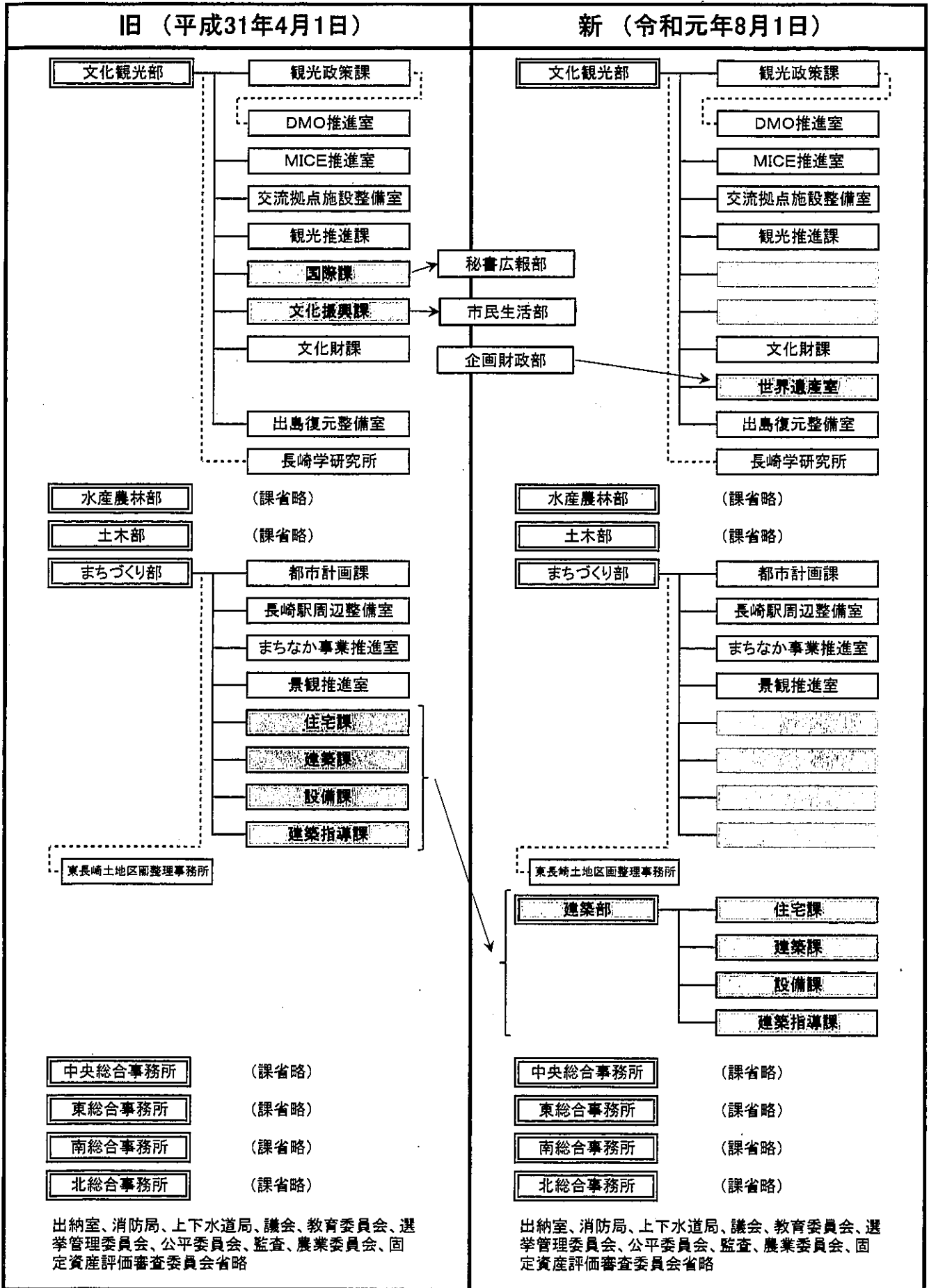
現行	改正案
<p>土木部</p> <p>(1) 道路その他土木に関する事。</p> <p>(2) 河川に関する事。</p> <p>(3) 用地取得に関する事。</p> <p>(4) 公園に関する事。</p> <p>まちづくり部</p> <p>(1) 都市計画に関する事。</p> <p>(2) 都市交通その他運輸対策に関する事。</p> <p>(3) 景観に関する事。</p> <p>(4) 港湾に関する事。</p> <p>(5) 都市開発その他都市整備に関する事。</p> <p><u>(6) 建築に関する事。</u></p> <p><u>(7) 住宅に関する事。</u></p> <p>中央総合事務所</p> <p>(1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。</p> <p>(2) 地域の社会福祉及び健康に関する事。</p> <p>(3) 地域の道路、公園その他土木に関する事。</p> <p>東総合事務所</p> <p>(1) 地域の社会福祉及び健康に関する事。</p> <p>(2) 地域の道路、公園その他土木に関する事。</p> <p>南総合事務所</p>	<p>土木部</p> <p>(1) 道路その他土木に関する事。</p> <p>(2) 河川に関する事。</p> <p>(3) 用地取得に関する事。</p> <p>(4) 公園に関する事。</p> <p>まちづくり部</p> <p>(1) 都市計画に関する事。</p> <p>(2) 都市交通その他運輸対策に関する事。</p> <p>(3) 景観に関する事。</p> <p>(4) 港湾に関する事。</p> <p>(5) 都市開発その他都市整備に関する事。</p> <p><u>建築部</u></p> <p><u>(1) 建築に関する事。</u></p> <p><u>(2) 住宅に関する事。</u></p> <p>中央総合事務所</p> <p>(1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。</p> <p>(2) 地域の社会福祉及び健康に関する事。</p> <p>(3) 地域の道路、公園その他土木に関する事。</p> <p>東総合事務所</p> <p>(1) 地域の社会福祉及び健康に関する事。</p> <p>(2) 地域の道路、公園その他土木に関する事。</p> <p>南総合事務所</p>

現行	改正案
<p>(1) 地域の社会福祉及び健康に関すること。</p> <p>(2) 地域の道路、公園その他土木に関すること。</p> <p>北総合事務所</p> <p>(1) 地域の社会福祉及び健康に関すること。</p> <p>(2) 地域の道路、公園その他土木に関すること。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(1) 地域の社会福祉及び健康に関すること。</p> <p>(2) 地域の道路、公園その他土木に関すること。</p> <p>北総合事務所</p> <p>(1) 地域の社会福祉及び健康に関すること。</p> <p>(2) 地域の道路、公園その他土木に関すること。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</p>



# ○令和元年8月1日付組織改正案





※ 今回設置する「広報戦略室」は課内室として設置するものであり、当該室の統括所属の下に記載している。  
(統括所属から点線で接続)

令和元年8月1日付組織改正（平成31年4月1日との比較）  
部：+2、課：増減なし、課内室：+1

○市長部局の局・部の数の推移

年度	局数	局の増減	部数	部の増減	増	減
H16			17	▲1	-	下水道部 ▲1
H16.10			18	1	1	地域行政部 -
H17			18	-	-	-
H18			18	-	2	福祉保健部、こども部 ▲2
H19			16	▲2	-	地域行政部、まちづくり部 ▲2
H20			15	▲1	2	文化観光部、水産農林部 ▲3
H21			14	▲1	2	企画財政部、理財部 ▲3
H22			14	-	-	-
H23			14	-	-	-
H23.8	4	4	15	1	2	福祉部、市民健康部 ▲1
H24	4	-	16	1	1	国体推進部 -
H25	4	-	16	-	-	-
H26	4	-	16	-	-	-
H27	4	-	15	▲1	-	国体推進部 ▲1
H28	-	▲4	14	▲1	1	まちづくり部 ▲2
H29			14	-	-	-
H29.10			18	4	4	中央総合事務所、東総合事務所、南総合事務所、北総合事務所 -
H30			18	-	-	-
H31			18	-	-	-
R1.8			20	2	2	秘書広報部、建築部 -

○事務分掌条例に係る局・部等の変遷

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23.8	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H29.10	H30	H31	R1.8
秘書課																	
広報課			広報広聴課														
							都市経営室										
										資産経営室							
							しごと改革室										
														防災危機管理室			防災危機管理室
																	秘書広報部
							総務局										
企画部			企画財政部				企画財政部				企画財政部				企画財政部		
総務部							総務部				総務部				総務部		
財政部			理財部				理財部				理財部				理財部		
地域行政部(16.10～)																	
							市民局										
市民生活部							市民生活部				市民生活部				市民生活部		
原爆被爆対策部							原爆被爆対策部				原爆被爆対策部				原爆被爆対策部		
福祉部	福祉保健部						福祉部				福祉部				福祉部		
保健部							市民健康部				市民健康部				市民健康部		
こども部							こども部				こども部				こども部		
環境部							環境部				環境部				環境部		
							国体推進部										
							経済局										
商工部							商工部				商工部				商工部		
観光部		文化観光部					文化観光部				文化観光部				文化観光部		
水産部		水産農林部					水産農林部				水産農林部				水産農林部		
農林部																	
建設管理部																	
							建設局										
道路公園部							土木部				土木部				土木部		
都市計画部							都市計画部				まちづくり部				まちづくり部		
建築住宅部							建築部								建築部		
まちづくり部																	
													中央総合事務所		中央総合事務所		
													東総合事務所		東総合事務所		
													南総合事務所		南総合事務所		
													北総合事務所		北総合事務所		
17	18	18	16	15	14	14	15	16	16	16	15	14	14	18	18	18	20

(各年度4月1日時点における部の数(H23.8、H29.10、R1.8を除く))